

令和3年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和3年11月9日（火）午後3時30分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿	2番 中野 栄
3番 嶺岸 勝 志	4番 三須 清 一
5番 大井 栄 一	6番 大炊 三枝子
7番 成島 誠	8番 川村 泉 治
9番 宮久保 勝	10番 根本 博

4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
庶務係長	遠 藤 幸 廣
農地係長	富 塚 隆 則
主任主事	片 桐 圭 悟

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
報告第3号 農地法3条の3の規定による届出書

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

三須清一会長 ただいまから令和3年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 成島誠委員

8番 川村泉治委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定5件、中間管理機構2件、所有権移転1件、合計8件。

議案第4号「納税猶予に関する適格者証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,048平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側約598メートルに位置しています。位置図は、議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、農地の所有権を贈与により移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地も含めて約0.74ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日で、母が30日です。トラクター、農用自動車等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は223平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約201メートルに位置しています。位置図は、議案資料の8ページを御覧ください。

申請理由は、譲受人が現在の賃貸住宅では子供の成長に伴い手狭なため、父親所有の土地に自己住宅を建設するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人の代理人と譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

現地調査では、平坦地で埋立て等も必要がなく、上水道は全面道路から引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽処理し、全面道路の側溝に接続します。雨水は宅内浸透処理し、隣接農地に被害が及ばないことを確認してきました。

また、資力については、全額、金融機関から借り入れる予定です。

隣接農地所有者である父親には、事業内容を説明し、意見は特にありませんが、今後何かあった場合は対応するとのことでした。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,838平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号8番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計2筆、合計面積は5,190平方メートルです。所有権の移転を受ける者は〇〇の方で、所有権を移転する者は〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第3号整理番号1番と2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、今回の借受地を含め約0.22ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間250日を予定しています。

整理番号3番、4番と5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、今回の借受地を含め約0.54ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ2人が年間240日、1人が120日を予定しています。

整理番号6番と7番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約2.22ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日、妻が200日、子の夫が200日、子3人が30日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号8番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日、妻が200日、子が20日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年11月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は34ページからとなります。

整理番号1番、該当案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに、当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

中野栄調査会長 それでは、議案第4号について、調査結果を報告します。

申請人の妻と母立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は5,063平方メートルを相続により継承するものです。相続人の農業従事日数は、本人、妻と母が年間150日です。トラクター、コンバイン、農用自動車をそろえています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。

証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

議案書は10ページからとなります。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は、長屋建てと戸建て住宅です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、駐車場が1件、住宅が2件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。届出事由は、賃借料の折り合いによる解約が1件、賃借人の都合による解約が1件です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。